入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成26年８月21日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　髙﨑　一郎
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
１　掲載日　平成26年８月６日（号外政府調達第146号）
２　訂正内容　16ページ３段目の入札公告中、４⑹中、「予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって入札説明書で指定する性能、機能等の要件のうち、必須とした項目についての基準をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。」を「予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。」に訂正します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成26年８月21日
日本郵便株式会社東京支社長　井上　修三
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
１　掲載日　平成26年７月28日（号外政府調達第139号・24ページ）
２　件名　「日本郵便株式会社東京支社で使用する電気（予定）4,681,946kWh」
３　訂正内容　１⑵中「（予定）4,681,946kWh」を「（予定）5,852,433kWh」に訂正します。

入札公告の取消

平成26年８月21日
国立大学法人金沢大学長　山崎　光悦
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17
○第26号
平成26年２月21日付（号外政府調達第33号・27～28ページ）掲載の入札公告第26号「手術部門支援システム　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年８月21日
支出負担行為担当官
東京航空局長　戸田　和彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空機第55号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京国際空港第１庁舎機械設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京国際空港
⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港の第１庁舎における空気調和設備及び給排水衛生設備の更新工事を行うものである。
主要機器
①　空調設備工事
ユニット形空調機　18台
パッケージ型空調機　１台
空気清浄装置　６台
送風機　39台
ヘッダー類　１式
ポンプ類　11台
タンク類　５基
制御盤類　18面
②　給排水衛生設備工事
ポンプ類　12台
タンク類　９基
制御盤類　６面
⑸　工期　平成28年３月30日まで
⑹　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、企業が発注者の示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を有していることを確認するため施工計画の提出を求め、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」の評価について配点した上で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査を行うことにより、それらの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑺　本工事は、入札時に「施工上の特定の課題等に関する工夫等について」に係る施工計画の提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する入札時ＶＥの工事である。
また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。ただし、入札時ＶＥ方式の提案範囲を除くものとする。
⑻　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年８月21日付東京航空局長）に示すところにより東京航空局長から本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
ただし、特定ＪＶ以外の単体有資格業者にあっては、次に掲げる⒜から⒣の条件を満たしていること。
⒜　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⒝　平成25・26年度東京航空局における管工事業の国土交通省一般（指名）競争参加資格の認定を受けている有資格者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成24年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⒞　平成25・26年度東京航空局における管工事業の国土交通省一般（指名）競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が単体有資格事業者、特定ＪＶの代表者及びそれ以外の構成員共に1,100点以上であること。
⒟　会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（上記⒝の再認定を受けた者を除く）でないこと。
⒠　平成11年４月１日以降に、元請として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。）。
㋐　設備内容　ユニット形空調機を用いた空調設備
㋑　設備規模　空調対象延べ床面積　14,000㎡以上
㋒　監視方式　中央監視方式
上記の㋐から㋒の全ての条件を同一の工事で満たすこと。ただし、新設、更新、増設は問わない。
なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省発注工事に係る実績である場合にあたっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
⒡　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年６月28日付空経第386号。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒢　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒣　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒤　次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
㋐　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
㋑　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
㋒　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務